

一般放送サービス
加入契約約款
(地域限定約款)

2026年4月1日

JCOM マーケティング株式会社

第1条 JCOM マーケティング株式会社(以下「当社」という。)と、当社の運営するケーブルテレビの一般放送サービス(以下「CATV」という。)を受ける者(以下「加入者」という。)との間に、つぎの契約(以下「加入契約」という。)を締結します。

<サービス業務の内容>

第2条 当社は、CATVサービスを提供する区域(以下「業務区域」という。)において、放送法に基づき、別表1に掲げるテレビジョン放送及びFM放送を受信し、有線により、そのすべての放送番組に変更を加えないで、同時に再放送する業務を行います。

<契約の単位>

第3条 加入契約は、各戸ごとに行います。この契約約款に定める戸とは、住居及び生計をともしする者の集り、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者の世帯並びに店舗をいいます。

2 前項の定めにかたはまらない建物加入者への加入契約については一括契約として別に定めます。

<契約の成立>

第4条 加入契約は、加入申込者があらかじめこの契約約款を承認のうえ、別に定める加入申込書に必要な事項を記載して申込み、当社が承諾したときに成立します。

2 新たに引き込み工事が伴う加入者については前項の定めにかかわらず、当該引き込み工事が完了した日を加入契約成立日とします。

<業務区域>

第5条 当該約款の業務区域については、別表2に定めるところによるものとします。

<設備負担金>

第6条 新たに引込み工事を申し込む戸建住宅に居住する加入者は当社が指定する方法により、下記の設備負担金を支払わなければならないものとします。

設備負担金の額 29,100円(税込 32,010円)

2 新たに引込み工事を申し込む集合住宅の加入者代理人は当社が指定する方法により、当社が別途定める設備負担金を支払わなければならないものとします。

3 当社は受領した設備負担金は返還しないものとします。

<使用料>

第7条 加入者は、CATVのサービスに対して、NHKの受信料とは別に下記の使用料を当社に支払うものとします。ただし、加入承諾の日の翌日より、解約の日の属する月末まで使用料は有料とします。

(1)区分1

戸建住宅、タウンハウス、店舗、公共施設、下記(2)・(3)に含まれない集合住宅

月額使用料 641円(税込 705円)

(2)区分2

当社が別表3に規定する集合住宅

月額使用料 274円(税込 301円)

(3)区分3

当社が別表4に規定する集合住宅

月額使用料 595円(税込 654円)

2 前項の使用料は、その後の経済情勢の変動、維持管理費の増加等により不相当になったと認められるときは、増額できるものとします。

<納入方法>

第8条 加入者は、次のいずれかにより、使用料を当社の指定する方法で支払うものとします。ただし、別に定めのある場合はこの限りではないものとします。

(1) 区分1の支払方法および金額

区分	期間	金額	期限
年額を一括前納する場合	4月～3月分	7,692円(税込 8,461円)	4月末
年額を2期に分けて前納する場合	1期 4月～9月分	3,846円(税込 4,230円)	4月末
	2期 10月～3月分	3,846円(税込 4,230円)	10月末
クレジットカードまたは口座振替により毎月納付する場合	毎月分	641円(税込 705円)	当社が指定する日 ／毎月

(2) 区分2の支払方法および金額

区分	期間	金額	期限
年額を一括前納する場合	4月～3月分	3,288円(税込 3,616円)	4月末
年額を2期に分けて前納する場合	1期 4月～9月分	1,644円(税込 1,808円)	4月末
	2期 10月～3月分	1,644円(税込 1,808円)	10月末
クレジットカードまたは口座振替により毎月納付する場合	毎月分	274円(税込 301円)	当社が指定する日 ／毎月

(3) 区分3の支払方法および金額

区分	期間	金額	期限
年額を一括前納する場合	4月～3月分	7,140円(税込 7,854円)	4月末
年額を2期に分けて前納する場合	1期 4月～9月分	3,570円(税込 3,927円)	4月末
	2期 10月～3月分	3,570円(税込 3,927円)	10月末
クレジットカードまたは口座振替により毎月納付する場合	毎月分	595円(税込 654円)	当社が指定する日 ／毎月

2 前項の各区分に記載する年額を一括前納する支払い方法および年額を2期に分けて前納する方法は平成20年7月1日をもって新規受付を終了いたします。なお終了までに受付したのものについては従前のお取り扱い扱います。

<延滞金>

第9条 加入者が支払期限をすぎて使用料を支払う場合は、支払い期限の翌日から支払日までの期間に応じ、年14.5%の割合で計算して得た金額を延滞金として加算し支払うものとします。

<当社の責任事項及び免責事項>

第10条 CATV施設の故障又は点検・補修のため、第1条に定める再放送業務が停止することがあります。

2 前項の場合で、月のうち、引き続き10日以上停止した場合は、その月分(2か月にまたがって引き続き10日以上20日未満停止した場合は初月分)の使用料は、第6条の規定にかかわらず無料とします。ただし、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

- (1) 天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
- (2) 当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合
- (3) 当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
- (4) 落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合

<施設の設置及び費用の負担>

第11条 CATVのサービスを提供するために必要とする施設の設置工事のうち、主幹線施設から分岐して加入者が所有し、もしくは占有する家屋または構築物の取入口の保安器までの施設(以下「当社の施設」という。)は当社の所有物とし、その設置については当社が行い、加入者の施設は加入者が設置するものとしま

す。

2 当社は、当社の施設の費用を負担します。ただし、従前の加入者の解約により当社の施設の撤去等があり、これに対して再設置等を行う必要のある場合は、加入者は、すみやかに当社に届け出、その指示に従うものとします。この場合の費用は加入者が負担するものとします。

<施設設置場所の無償使用>

第 12 条 当社は、当社の施設を設置するために必要最小限において、加入者が占有する敷地、家屋及び構築物等その取入口までの物件を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、その住宅等の敷地内にある当社の施設及び加入者の施設について、あらかじめその設置に利害関係のある者の承諾を得るものとし、このことに関して後日苦情が生じた場合があっても、当社は、その責めを負わないものとします。

<便宜の提供>

第 13 条 加入者は、当社または当社の指定する業者が、施設の検査または修理等を行うため、加入者の宅内への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

<故障>

第 14 条 当社、または当社の指定する業者は、加入者からCATVの提供する画像等の受信に異常がある旨の申し出があった場合には、すみやかにこれを調査して、必要な措置を行うものとします。

2 加入者は、CATVの提供する画像等の受信に異常をきたしている原因が加入者の施設による場合は、その施設を自己の費用で修復するものとします。

3 加入者は、加入者の故意または過失により当社の施設に支障を与えた場合は、その施設の修復に要する費用を負担しなければならないものとします。

<加入契約の解約>

第 15 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、ただちに当社にその旨を届けなければならないものとします。

2 加入契約の解約の日は、前項の届け出があった日とします。

<使用料の精算>

第 16 条 加入契約が解約になった場合において、解約月の翌月分以降の使用料がすでに納入されているときには、これを返済します。ただし、返済する額は、次に掲げる計算式により算出された額とします。

$$\text{返済額} = \text{既納額} \times \frac{\text{解約日の属する月の翌月から納入区分の末月までの月数}}{\text{既納の使用料の額に相当する月数}}$$

2 第 10 条第2項の規定を適用する場合において、当該使用料がすでに納入されているときは、これを返済します。ただし、返済する額は、次に掲げる計算式により算出された額とします。

$$\text{返済額} = \text{既納額} \times \frac{\text{再送信業務を行うことのできなかつた月数}}{\text{既納の使用料の額に相当する月数}}$$

3 上記計算式により算出された額の円未満は切り捨てます。

<加入者の義務違反による解約>

第 17 条 当社は、加入者においてこの契約約款に違反する行為があると認める場合は、加入者に催告したうえで加入契約を解約します。

<準拠法>

第 18 条 この契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

<合意管轄>

第 19 条 加入者と当社との間における一切の訴訟については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<契約約款の変更>

第 20 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の適用がある場合には、放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。)につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

付 則

1. この契約約款は、平成20年7月1日から施行します。
2. 一括加入、臨時加入、業務用等については、別途定めます。
3. この契約約款は、平成25年6月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この約款実施の際に、財団法人神戸市開発管理事業団(以下「事業団」といいます。)の有線テレビ加入契約約款(1)、(2)、(3)、(4)および(5)(以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄に規定する、CATVサービスの契約を締結している加入者に提供する CATV サービスに係る使用料については、この改正約款実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する CATV サービスに係る使用料を適用します。

旧約款(1)第5条(2)、旧約款(3)第5条、旧約款(4)第5条および旧約款(5)第5条に規定する月額使用料	第7条(1)区分1に規定する月額使用料
旧約款(2)第5条に規定する月額使用料	第7条(2)区分2に規定する月額使用料
旧約款(1)第5条(1)に規定する月額使用料	第7条(3)区分3に規定する月額使用料

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本約款に定めるとおりとします。

この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。

別表1

	デジアナ変換 ※	デジタル
地上テレビジョン放送	NHKテレビ(神戸) サンテレビ 毎日テレビ ABCテレビ 関西テレビ 読売テレビ テレビ大阪 NHK Eテレ J:COMチャンネル J:COMテレビ	NHKテレビ(神戸) サンテレビ 毎日テレビ ABCテレビ 関西テレビ 読売テレビ テレビ大阪 NHK Eテレ J:COMチャンネル J:COMテレビ
FM放送	FM わいわい NHK FM(神戸) NHK FM(大阪) FM 802 兵庫FM(Kiss FM) FM CO・CO・LO FM大阪	—

※ デジアナ変換とは総務省から各ケーブルテレビ事業者への要請に基づき、地上アナログ放送終了後も地上デジタル放送をアナログ信号に変換するものです。J:COM経由でテレビをご視聴いただくことで、デジタルチューナーが内蔵されていないテレビでも、平成27年3月31日まで地上放送をご視聴いただけます。

別表2

業務区域	神戸市須磨区菅の台 1~7 丁目、竜が台 1~7 丁目、西落合 1~7 丁目、神の谷 1~7 丁目、南落合 1~4 丁目、中落合 1~4 丁目、東落合 1~3 丁目、北落合 1~6 丁目、道正台 1 丁目、高倉台 1~8 丁目の各全域 神戸市垂水区白川台 1・4・5 丁目、友が丘 7・9 丁目、名谷町の各一部 神戸市西区学園西町 1~8 丁目、学園東町 1~9 丁目、狩場台 1~5 丁目、糺台 1~5 丁目、美賀多台 1~9 丁目、春日台 1~9 丁目、竹の台 1~6 丁目、樫野台 1~6 丁目、井吹台東町 1~7 丁目、井吹台西町 1~6 丁目、井吹台北町 1~5 丁目の各全域 神戸市西区高塚台 5 丁目、平野町、押部谷町、櫛谷町、伊川谷町の各一部
------	--

別表3

使用料区分2に規定する集合住宅	落合地区市営住宅、学園都市地区市営住宅、西神地区市営住宅、西神南地区市営住宅、名谷地区市営住宅、ルゼフィール名谷東市営住宅の一部、
-----------------	---

別表4

<p>使用料区分3に規定する 集合住宅</p>	<p>落合地区 公社 1 団地/115・116 号棟(南落合3)、サンシティ須磨名谷(東落合2)、 落合ハイツ(北落合1)、エスポワール名谷(南落合1)、 北落合アーバンコンフォート(北落合2)</p> <p>高倉台地区 高倉台市街地住宅(UR 都市機構 賃貸住宅 1～3号棟)</p> <p>名谷地区 公社中高層集合住宅(7団地/33・34 号棟、竜が台1)、 (8 団地/35～44 号棟、竜が台2)、(13 団地/45～52 号棟、西落合6)、 (14 団地/53～61 号棟、西落合6)、(15 団地/62～69 号棟、西落合6)、 (17 団地/70～73 号棟、西落合7)、(18 団地/74～78 号棟、神の谷1)、 (19 団地/80～85 号棟、神の谷1)、(20 団地/86～99 号棟、神の谷1)、 (25 団地/100～103 号棟、神の谷7)、(26 団地/104～106 号棟、神の谷 6)、(27 団地/107～114 号棟、神の谷6)、(33 団地/115～118 号棟、西落 合5)</p>
-----------------------------	--